

# 令和6年第3回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第3回臨時会
2	開会	令和6年5月7日
3	閉会	令和6年5月7日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	10件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 7件 (2)原案承認 3件
8	その他	傍聴者 2名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和6年 第3回南幌町議会臨時会 会議録

令和6年 5月 7日 (火)  
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

10番	家 塚 雅 人	1番	湯 本 要
-----	---------	----	-------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	齊 藤 隆	議事係長	富 木 孝 郎
------	-------	------	---------

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	大 崎 貞 二	教 育 長	西 田 篤 人
農業委員会会長	鍋 山 洋 一	監 査 委 員	白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 長	黒 島 滋 規
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴木潤也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 笠原大介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長） 笠原大介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議 長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和6年第3回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

10番 家塚 雅人議員、1番 湯本 要議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は5月7日、本日1日限りとしたしたいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月7日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和6年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度南幌町一般会計補正予算(第11号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第30号 専決処分の承認を求めることにつきましては、令和5年度南幌町一般会計補正予算(第11号)であり、歳出では、高度無線環境整備推進事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費等の減額、歳入では、地方交付税、各種交付金等の最終確定に伴う追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,530万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,681万2,000円とするものです。

詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長

それでは、議案第30号 専決処分書、令和5年度南幌町一般会計補正予算(第11号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたし

ます。15ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額95万7,000円の追加です。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと応援寄附額の確定に伴い委託料を追加するものです。なお、お手元に令和5年度のふるさと応援寄附金実績資料をお配りしています。昨年度と比較しまして、2,684万7,000円増の1億8,470万2,400円となったところでございます。

3目財産管理費、補正額697万1,000円の追加です。財産管理経費で、南幌温泉ハート&ハート基金積立金5万8,000円、ふるさと応援基金積立金670万3,000円、森林環境譲与税基金積立金21万円をそれぞれ追加するものです。

4目企画振興費、補正額1,306万8,000円の減額です。子育て世代住宅建築費助成事業で、建築資材高騰等による工事期間の延長となり、年度内に6件分の建築ができなかったことから助成金を減額するものです。高度無線環境整備推進事業で、光ファイバ支障移設事業費の確定により精査するものです。次ページにまいります。

2項2目賦課徴収費、補正額253万円の減額です。賦課徴収経費で、システム改修費の確定により精査するものです。

次に、3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額2,011万7,000円の減額です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、事業費の確定により精査するものです。令和5年6月から12月までを対象期間とした、1世帯当たり3万円支給事業は、960世帯、2,880万円、令和5年12月から令和6年3月までを対象期間とした、1世帯当たり7万円支給事業は、902世帯、6,314万円の実績となっています。生活応援チケット事業で、事業費の確定により精査するものです。なお、実績といたしまして、7月配布分として7,667名、12月追加配布分として、7,846名に配布を行い、使用率は97.5%となっております。次ページにまいります。

2項1目児童福祉総務費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目保育所費、255万4,000円の減額です。保育所等運営補助事業で、一時預かり事業補助金の確定により精査を行うものです。

次に、4款衛生費1項2目予防費、補正額133万6,000円の減額です。成人保健事業で、各種検診事業の確定により精査するものです。

次に、5款農林水産業費1項1目農業委員会費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。次ページにまいります。

6款商工費1項1目商工振興費、補正額250万円の減額です。南幌温泉経費で、南幌温泉指定管理料の確定により精査するものです。

次に、7款土木費2項2目道路維持費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に、9款教育費1項3目教育振興費、補正額113万1,000円の減額です。高等学校等通学費補助事業で、事業費の確定により精査するもので、151名に対し補助金を交付しています。

次に、歳入の説明を行います。予算書9ページをごらんください。

1 款町税 1 項 2 目法人、補正額 3 2 5 万 4, 0 0 0 円の追加です。

5 項 1 目入浴税、補正額 5 万 7, 0 0 0 円の追加です。

2 款地方譲与税 1 項 1 目地方揮発油譲与税、補正額 1 2 6 万 9, 0 0 0 円の減額です。

2 項 1 目自動車重量譲与税、補正額 2 5 1 万 3, 0 0 0 円の追加です。次ページにまいります。

3 項 1 目森林環境譲与税、補正額 2 1 万円の追加です。

4 款配当割交付金 1 項 1 目配当割交付金、補正額 1 1 9 万 6, 0 0 0 円の追加です。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金、補正額 1 6 1 万 1, 0 0 0 円の追加です。

6 款法人事業税交付金 1 項 1 目法人事業税交付金、補正額 3 6 3 万 6, 0 0 0 円の追加です。次ページにまいります。

7 款地方消費税交付金 1 項 1 目地方消費税交付金、補正額 2, 6 8 2 万 7, 0 0 0 円の追加です。

8 款ゴルフ場利用税交付金 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金、補正額 2 0 0 万 2, 0 0 0 円の追加です。

9 款環境性能割交付金 1 項 1 目環境性能割交付金、補正額 2 8 0 万 7, 0 0 0 円の追加です。

1 0 款地方特例交付金 2 項 1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、項の新設です。補正額 1 3 万 3, 0 0 0 円の追加です。以上、それぞれ確定によるものでございます。次ページにまいります。

1 1 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税、補正額 6, 6 9 2 万 2, 0 0 0 円の追加です。特別交付税の確定によるもので、これにより本年度の特別交付税の交付額は、4 億 6, 6 9 2 万 2, 0 0 0 円となります。

次に、1 5 款国庫支出金 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 2, 3 7 8 万 1, 0 0 0 円の追加。

2 目民生費国庫補助金、補正額 1 4 5 万円の追加。

4 目土木費国庫補助金、補正額 2 5 5 万 4, 0 0 0 円の減額です。それぞれ、補助金の確定によるものです。次ページにまいります。

1 6 款道支出金 2 項 4 目農林水産業費道補助金、補正額 1 5 8 万 8, 0 0 0 円の追加です。1 節農業費道補助金で、補助金の確定によるものです。

次に、1 7 款財産収入 1 項 1 目財産貸付収入、補正額 2 1 8 万 1, 0 0 0 円の追加です。光ファイバ貸付料の確定によるものでございます。

次に、2 項 1 目不動産売払収入、補正額 1 4 万 3, 0 0 0 円の追加です。1 節土地建物売払収入で、旧夕張川築堤工事に伴い、町有地、1 2 筆 6 2 8. 6 2 平方メートルを国へ売却するものです。

次に、1 8 款寄附金 1 項 3 目ふるさと応援寄附金、補正額 6 7 0 万 3, 0 0 0 円の追加です。令和 5 年度ふるさと応援寄附金の確定によ

るものです。企業版ふるさと応援寄附金では、札幌市、ホクレン農業協同組合連合会様、中標津町、中央コンピューターサービス株式会社様、札幌市、田西設計コンサル様よりご寄附いただいたものでございます。次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億7,194万7,000円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和5年度末基金残高は8億3,524万8,837円となります。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、補正額250万円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和5年度末基金残高は4,838万1,368円となります。

4目ふるさと応援基金繰入金、補正額110万円の減額です。財源調整を行うものです。これにより、令和5年度末基金残高は2億2,593万7,602円となります。

次に、21款諸収入5項5目雑入、補正額295万2,000円の減額です。光ファイバ支障移転工事補償費の確定によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ3,530万8,000円を減額し、補正後の総額を88億3,681万2,000円とするものです。以上で、議案第30号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

4番 熊木 恵子議員。

熊木議員 先ほど説明いただいた子育て世代住宅建築費助成事業のことについて伺います。先ほどの説明では、6件分が資材高騰による建築ができなかったという説明でしたけれども、この6件の方は全くやめてしまったのか、次年度以降に建てようと思っているのか、そこをちょっとお願いいたします。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 子育て住宅建築費助成事業の減額の件でございますけれども、今回減額をさせていただいた件数の方々につきましては、工事期間の延長ということで、工事のほうの着工はしている状況でございます。ただ、完成時期が遅れている状況でございますので、次年度、令和6年度の予算において、建築助成の助成金を交付する見込みとなっております。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度南幌町一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに

決定いたしました。

●日程5 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて  
(町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第31号 専決処分の承認を  
求めることにつきましては、地方税法等の改正に伴い、町税条例の一部  
を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、ご承認賜り  
ますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の  
一部を改正する条例制定について)ご説明いたします。

地方税法等を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行  
に伴い、町税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として  
公布したところであり、本日の議会で報告し、承認を求めるものでご  
ざいます。

改正の主な内容は、住民税の定額減税の実施に関する改正、令和6  
年能登半島地震災害の被災者に係る住民税の特例に関する改正、職権  
による減免を可能とする規定の追加、その他、関係法令の改正に伴う  
条文規定の整備が含まれたものでございます。

それでは、別途配布いたしました議案第31号資料 町税条例の一  
部を改正する条例の新旧対照表でご説明いたします。左が改正後の新  
条例、右が改正前の旧条例であり、下線の箇所が改正部分でございま  
す。

第51条は「町民税の減免」に関する規定、第71条は「固定資産  
税の減免」に関する規定、次ページへまいりまして、第139条の3  
は「特別土地保有税の減免」に関する規定で、いずれも減免申請に係  
る添付書類が省略可能となる改正でございます。

続いて、附則第5条の2は「令和6年能登半島地震災害に係る雑損  
控除額等の特例」に関する規定、次ページ第6条は「特定一般用医薬  
品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」に関する規定で、い  
ずれも能登半島地震災害に係る住民税の特例について改正するもので  
ございます。

続いて4ページ、第7条の5「令和6年度分の個人の町民税の特別  
控除額」の規定から、12ページ、第8条「肉用牛の売却による事業  
所得に係る町民税の課税の特例」の規定までについては、いずれも住  
民税の定額減税の実施に関する規定の改正でございます。

続いて、第10条の2の規定は、特例期間終了による削除、次ペー  
ジ第10条の3は、区分所有に係る認定長期優良住宅の新築軽減適用  
に関する改正、及び法改正に伴う字句、引用条の改正、項の繰り下げ  
を行うものでございます。

続いて15ページ、第11条から18ページ、第15条までにつ  
きましては、固定資産税の特例及び特別土地保有税の課税の特例の規  
定ですが、いずれも評価替えに伴う対象年度の改正を行うものでござい

ます。

続いて19ページ、第16条の3「上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例」の規定から、22ページ、第20条の3「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」の規定については、いずれも住民税の定額減税の実施に関する規定の改正でございます。

続きまして、改正附則でございます。附則第1条は、施行期日を規定するものでございます。附則第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第31号 町税条例の一部を改正する条例制定についての説明を終了します。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

●日程6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第32号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令等の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。

詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第32号 専決処分書(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)についてご説明いたします。

本条例の制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月30日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定を3月31日に専決処分し、公布したところであり、本議会臨時会において報告し承認を求めるものです。

初めに、改正の概要について申し上げます。1点目は、国民健康保険税課税限度額の見直しでございます。国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中間所得者層に配慮した保険税設定を図

るため、後期高齢者支援金等課税分の課税限度額を2万円引き上げて合計で上限額現行104万円を、改正後106万円とするものでございます。2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。国民健康保険制度では、一定の所得以下であると応益割である均等割と平等割について7割、5割、2割の軽減措置が受けられますが、この度の改正では5割軽減と2割軽減の基準を改め、低所得者に対する保険税減額の対象世帯を拡大するものでございます。

それでは、別途配付しております議案第32号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第2条、課税額の第3項の規定については、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から2万円引き上げ、24万円に改めるものです。この改正により、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額世帯数は37世帯で、改正前と比較しまして3世帯の減となっております。

次に26条、国民健康保険税の減額の第1項の規定については、第2条の限度額の改正に伴い改めるものです。2ページにかけまして、第2号は5割軽減基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者数の乗ずる金額を現行29万円から29万5,000円に引き上げるものでございます。この改正により、5割軽減の対象世帯数は171世帯で、改正前と比較しまして5世帯の増となっております。2ページ第3号は、2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。この改正により2割軽減の対象世帯数は142世帯で、改正前と比較しまして3世帯の増となっております。

次に、附則の改正になります。改正附則第1項は、施行期日の規定で、この条例は令和6年4月1日から施行する。第2項は、国民健康保険税条例の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第32号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

●日程7 議案第33号 令和6年度南幌町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第33号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では、除雪機械修繕料の追加、歳入では、地方債の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億155万2,000円とするものです。

議長 詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

副町長 内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第33号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第2号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額1,210万円の追加です。町道除排雪事業で、10節需用費、修繕料、歩道用除雪ロータリー車のエンジンインジェクター部が破損し使用不能となりました。この車両につきましては、草刈機械としても使用していることから、早急に修理を行わなければ草刈作業に支障をきたすことから、修繕に係る経費を追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたします。予算書9ページをごらんください。

22款町債1項3目土木債、補正額1,210万円の追加です。1節道路整備事業債で、除雪機械整備事業に係る地方債の追加です。

以上、歳入歳出それぞれ1,210万円を追加し、補正後の総額を70億155万2,000円とするものです。

次に、地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。

第2表、地方債補正、追加です。除雪機械整備事業を追加するものです。限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。以上で、議案第33号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第33号 令和6年度南幌町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程8 議案第34号 工事請負契約について（南幌温泉整備工事（建築工事））を議題といたします。

町長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第34号 工事請負契約につき

ましては、南幌温泉整備工事（建築工事）にあたり、過日入札を執行したところでは、

契約の内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第34号 工事請負契約につきましてご説明いたします。

1 契約の目的、南幌温泉整備工事（建築工事）。工事の主な内容につきましては、日帰り棟に新設する露天風呂をはじめ、宿泊棟サウナの改修、客室や休憩室などの各部屋の改修、屋上防水改修などを行います。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、5億7,970万円（内消費税及び地方消費税の額5,270万円）。本件につきましては、去る4月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は99%でございます。4 契約の相手方、札幌市中央区北2条東17丁目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長 岩田 圭剛。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和7年1月31日までとしています。以上で、議案第34号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第34号 工事請負契約について（南幌温泉整備工事（建築工事））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程9 議案第35号 工事請負契約について（南幌温泉整備工事（機械設備工事））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第35号 工事請負契約につきましては、南幌温泉整備工事（機械設備工事）にあたり、過日入札を執行したところでは、

契約の内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第35号 工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

1 契約の目的、南幌温泉整備工事（機械設備工事）。工事の主な内容につきましては、既存の配管設備の改修をはじめ、日帰り棟、宿泊棟の浴場施設、客室などの機械設備工事を行います。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、2億6,378万円（内消費税及び地方消費税の額2,398万円）。本件につきましては去る4月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は94%ござい

ます。4契約の相手方、東テク・三建・かど特定建設工事等共同企業体、代表者、札幌市白石区本通19丁目北1番86号、東テク北海道株式会社、代表取締役社長 柏崎 浩伸、構成員、空知郡南幌町元町1丁目3番12号、株式会社三建管工技研、代表取締役 山本 みちる、空知郡南幌町南12線西11番地、有限会社かど営繕設備、代表取締役 角 尚史。参考としまして、工期は契約締結日より令和7年1月31日までとしています。以上で、議案第35号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第35号 工事請負契約について(南幌温泉整備工事(機械設備工事))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程10 議案第36号 工事請負契約について(南幌温泉整備工事(電気設備工事))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第36号 工事請負契約につきましては、南幌温泉整備工事(電気設備工事)にあたり、過日入札を執行したところです。

契約の内容につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長

議案第36号 工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

1契約の目的、南幌温泉整備工事(電気設備工事)。工事の主な内容につきましては、館内照明機器のLED化改修、Wi-Fi設置工事などを行います。2契約の方法、指名競争入札。3契約金額、6,787万円(内消費税及び地方消費税の額617万円)。本件につきましては、去る4月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は97.4%でございます。4契約の相手方、空知郡南幌町北町4丁目8番4号、鳥山電気工事株式会社南幌営業所、所長 半沢 恒平。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和7年1月31日までとしています。以上で、議案第36号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いましたが御異議ありませんか。



執行したところでは、

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第38号 工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事（第1工区）。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、面整備に係る掘削、盛土、排水、側溝の設置等に係る工事を行うものです。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、2億5,190万円（内消費税及び地方消費税の額2,290万円）。本件につきましては、去る4月26日、指名5社による入札を執行しております。なお、落札率は98.8%でございます。4 契約の相手方、砂子・南幌土建特定建設工事共同企業体、代表者、空知郡奈井江町字チャシュナイ987番地10、株式会社砂子組、代表取締役 砂子 邦弘、構成員、空知郡南幌町元町1丁目4番5号、株式会社南幌土建、代表取締役 峰尾 義明。参考といたしまして、工期は契約締結日より令和6年12月10日までとしています。以上で、議案第38号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが御異議ありませんか。

（なしの声。）

それでは採決いたします。

議案第38号 工事請負契約について（準工業用地等整備工事（第1工区））は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声。）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程13 議案第39号 工事請負契約について（準工業用地等整備工事（第2工区））を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 工事請負契約につきましては、準工業用地等整備工事（第2工区）にあたり、過日入札を執行したところでは、

契約の内容につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
都市整備課長

内容の説明を求めます。都市整備課長。

議案第39号 工事請負契約につきましてご説明申し上げます。

1 契約の目的、準工業用地等整備工事（第2工区）。工事の主な内容につきましては、準工業用地等整備工事のうち、污水管、雨水管布設に係る工事を行うものです。2 契約の方法、指名競争入札。3 契約金額、2億2,187万円（内消費税及び地方消費税の額2,017万円）。本件につきましては去る4月26日、指名5社による入札を執行

しております。なお、落札率は99.1%でございます。4契約の相手方、玉川・土井総業特定建設工事共同企業体、代表者、恵庭市相生町4丁目6番30号、株式会社玉川組、代表取締役社長 玉川 裕一、構成員、空知郡南幌町南11線西6番地、株式会社土井総業、代表取締役 土井 義博。参考としまして、工期は契約締結日より令和6年12月10日までとしています。以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。

議案第39号 工事請負契約について(準工業用地等整備工事(第2工区))は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時20分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

1 番 \_\_\_\_\_